

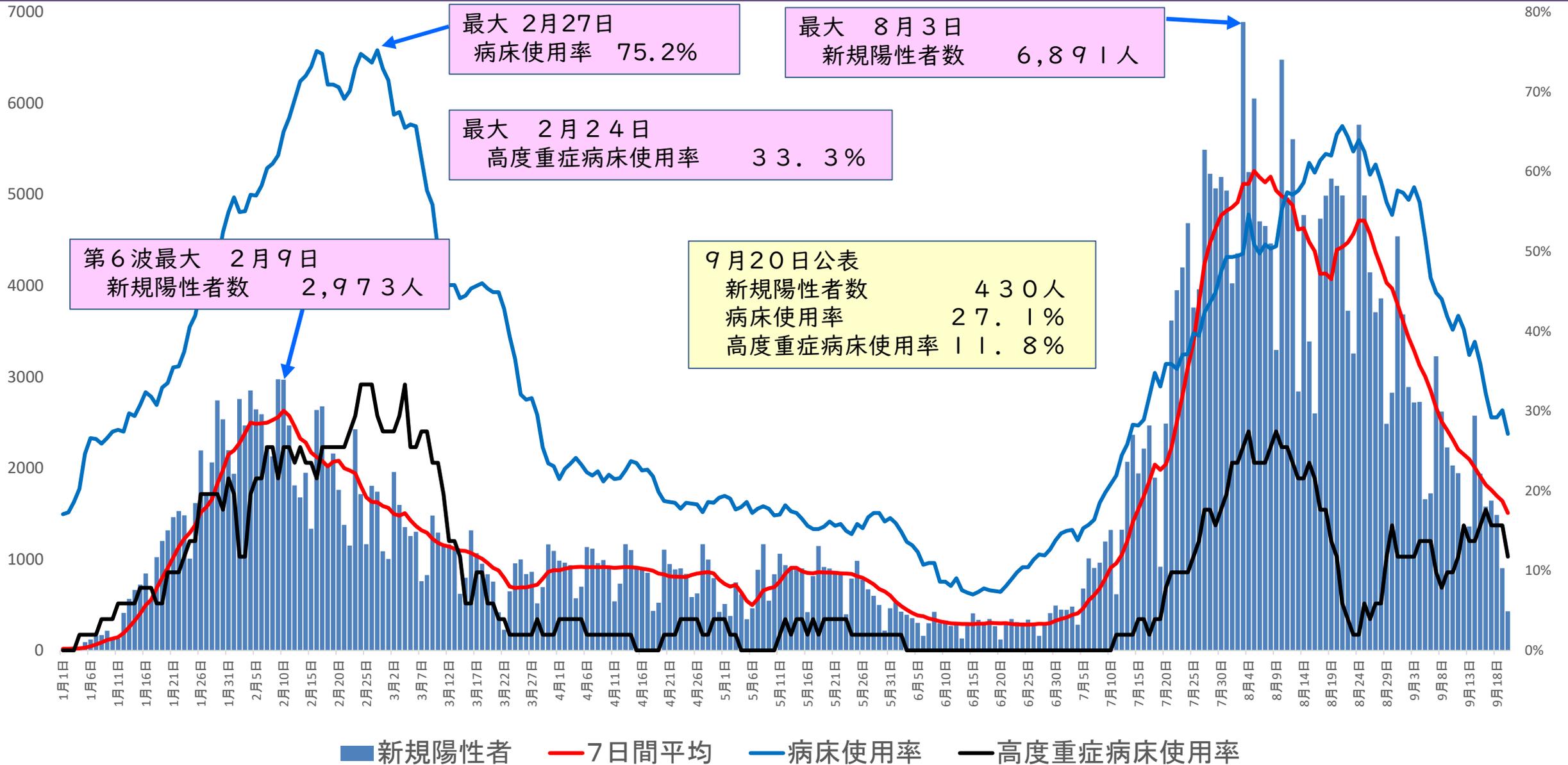
Withコロナに向けた新たな段階への移行



令和4年9月21日

京都府知事 西脇 隆俊

新規陽性者数と病床使用率の推移



Withコロナに向けた新たな段階への移行に向けた取組

◆療養体制の新たな対応

- ・高齢者等の重症化リスクのある方を重点的に対応
- ・重症化リスクの少ない方も、しっかりとフォローアップ

◆オミクロン株対応ワクチン接種の開始

◆感染拡大防止と社会経済活動の両立



京都BA.5対策強化宣言 → Withコロナに向けた新たな段階へ移行
(9月26日～)

療養体制の新たな対応の概要

◆ 令和4年**9月26日**から開始

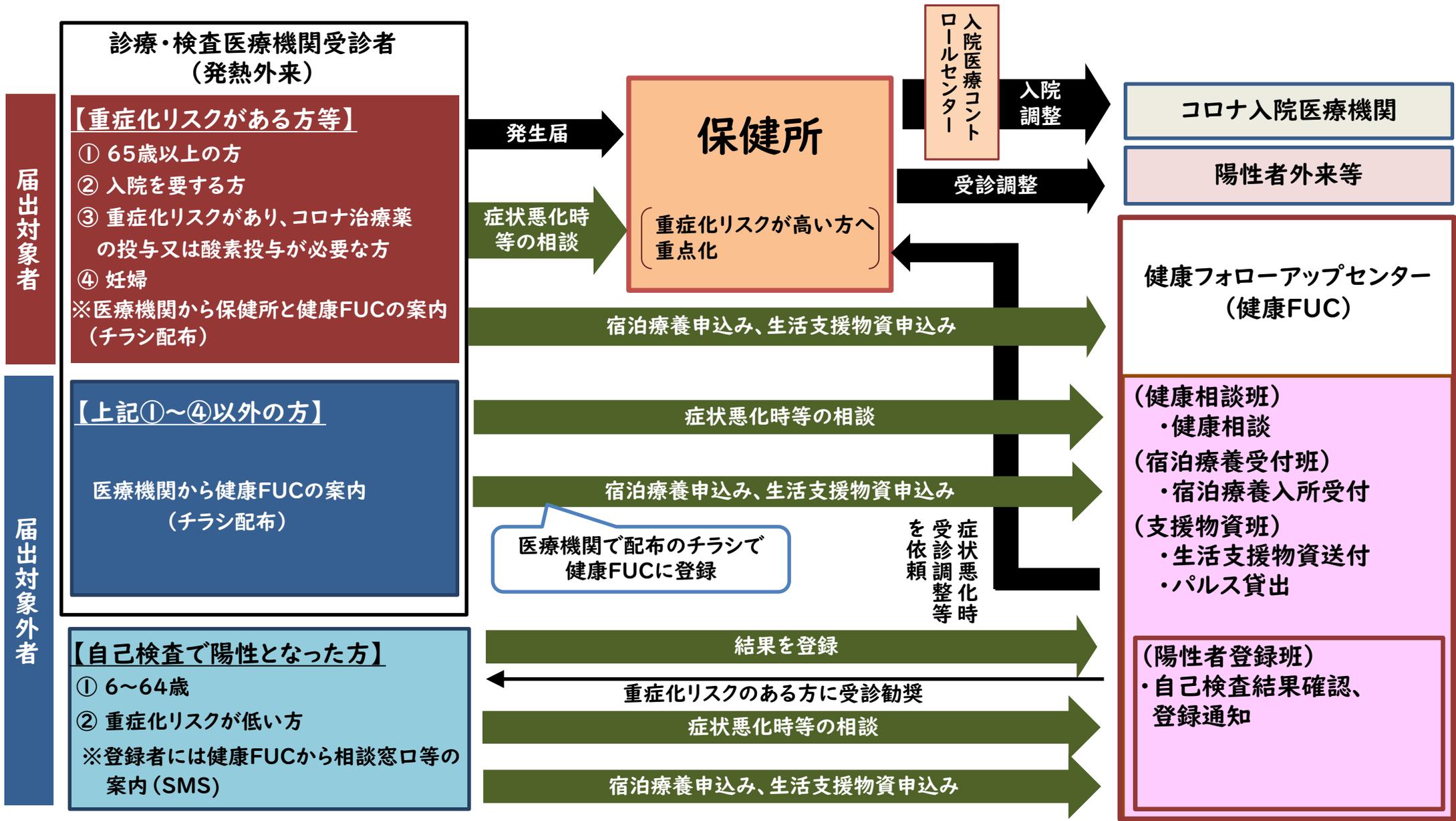
◆ 患者の**発生届の対象**を以下の**4類型**に限定

発生届出の対象となる方

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方
又は
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

◆ 感染者の**年代別全数把握を継続**（届出対象外患者も含む）

Withコロナに向けた療養体制の新たな対応



療養中の各種支援の対象となる方

支援内容	対象となる方
宿泊療養施設への入所	以下のうち、入院コントロールセンターが必要と判断した方 ①発生届対象者で希望する方 ②発生届対象外の方で、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、医療・介護従事者等との同居者で希望する方
生活支援物資の送付	①発生届対象者のうち希望する方 ②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方 <ただし、以下の場合には対象外> ・無症状の方又は有症状の場合で症状軽快から24時間経過した方で、食料品の買い出しが可能な方 ・外出可能な同居家族がいる方
パルスオキシメーターの貸出	①発生届対象者のうち希望する方 ②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方

◆ 療養証明書については、療養証明書に代わり、医療機関から配布されるチラシやフォローアップセンターから送信されるSMS通知を活用

他府県の医療機関を受診した場合等の対応

京都府内在住で他府県の医療機関を受診された方

発生届対象の方

京都府／京都市の保健所からご本人に連絡します

発生届対象外の方

ご自身でフォローアップセンターに連絡してください

<フォローアップセンター連絡先>

京都府：075-708-2439 京都市：050-3614-9575 (土日祝含む 24時間対応)

京都府外在住で京都府内の医療機関を受診された方

発生届対象の方

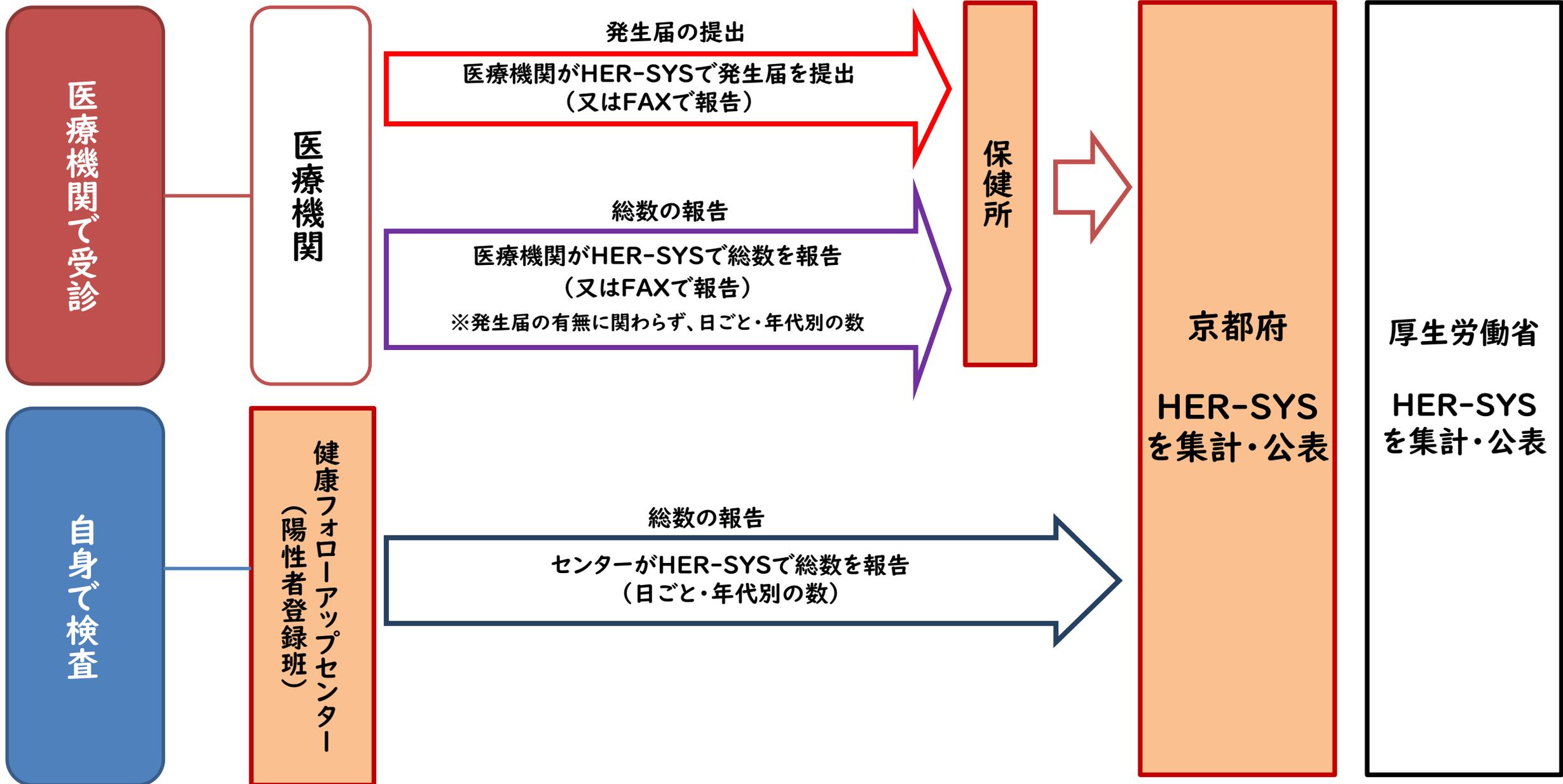
在住地域管轄の保健所からご本人に連絡があります

発生届対象外の方

ご自身で在住地域のフォローアップセンター^(※)に連絡してください

(※厚生労働省HPに各都道府県の連絡先案内を掲載)

発生届・年代別総数報告のフロー



オミクロン株対応ワクチン接種の開始

対象者

初回接種（1、2回目）を終えた全ての12歳以上の方

使用ワクチン

ファイザー及びモデルナ（従来株及びオミクロン株に対応）

	初回接種の対象者 (1・2回目)	3回目以降の対象者		接種場所
		12~17歳	18歳以上	
ファイザー	× (使用不可)	○	○	市町村接種会場、医療機関
モデルナ	× (使用不可)	× (使用不可)	○	京都府接種会場等

※供給量の多いファイザーを市町村に配分

※モデルナは府接種会場を中心に使用

オミクロン株対応ワクチンの接種が始まりますので、早めの接種を検討してください

オミクロン株対応ワクチン接種の推進

(1) 市町村接種体制の支援

接種スタッフが不足する市町村に医療従事者を派遣

(2) 京都府接種会場での接種

府会場でもオミクロン株対応ワクチン接種を実施

使用ワクチン	モデルナ
接種開始日	◆京都タワー会場 : 9月26日(月) ◆京都田辺中央病院会場 : 10月1日(土) ◆綾部ルネス病院会場 : 10月5日(水)

※本日(9/21)から予約受付開始

初回接種（1、2回目）の機会の確保

初回接種を終えていない方

→ 従来型ワクチンによる接種が必要

市町村

◆医療機関等で引き続き実施

京都府

◆京都府接種会場（※）での接種機会を拡充

※京都タワー会場、②綾部ルネス病院会場、③京都田辺中央病院会場

→今回新たに初回接種を実施（追加）

- ・ワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください
- ・子どもの感染が広がっています。
5歳以上のお子さんについても、早めの接種を家族で検討してください

基本的な感染防止対策の徹底

自分が感染しないために

- ◆ 正しい**マスクの着用**、こまめな**手洗い**、**手指消毒**、**換気**を行ってください
- ◆ 旅行等においては、感染リスクを回避する行動をとってください

ほかの人に感染させないために

- ◆ 体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は、医療機関（※）へ相談してください。
（※）夜間や医療機関が休みの場合：「きょうと新型コロナ医療相談センター」
- ◆ 体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください

飲食時には

- ◆ 適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用しましょう
- ◆ 余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしましょう

高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐ

高齢者等への感染を防ぐために

- ◆ 高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、
感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください

医療機関・高齢者施設等でひろげないために

- ◆ 医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、
オンラインでの面会など各施設の感染対策のルールを守ってください

感染拡大・重症化を防ぐ

感染をひろげないために

◆ 自宅療養中は外出をしないでください

ただし、**症状軽快後24時間が経過した方**や**無症状の方**

→食料品の買い出しなど**必要最低限の外出が可能です**

外出の際は、

①マスクの着用、②公共交通機関を利用しない、③短時間 を徹底してください

◆ 療養期間が終了しても、

①発症から10日間は感染対策の徹底

②感染リスクが高い場面、場所への外出の自粛

} をお願いします

自宅療養時に症状が悪化した時は

◆発生届対象の方 → 保健所

発生届対象外の方 → フォローアップセンター

} にご相談ください

社会経済活動と両立するために

事業所等でひろげないために

- ◆ 症状がある従業員は休務させてください
- ◆ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、
人との接触の低減に取り組んでください

学校・保育所等でひろげないために

- ◆ 学校生活や行事の中止を防ぐためにも
学校・保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください

大学等でひろげないために

- ◆ 授業や研究活動、課外活動、寄宿舍・学生寮での生活について
大学等で決められた感染対策のルールを守ってください

ホール等での催し物の開催

開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください

○催し物（イベント等）の要件（特措法第24条第9項に基づく要請）

施設の 大声 規模 の有無	収容定員 5,000人以下	収容定員 5,000人超～10,000人	収容定員 10,000人超
大声なしの イベント	収容定員まで 入場可（注）	5,000人まで 入場可（注）	収容定員の半分まで 入場可（注）
		「感染防止安全計画」を策定した場合、 収容定員まで入場可	
大声ありの イベント	収容定員の半分まで入場可（注）		

（注）感染防止チェックリストを作成し、HP・SNS等で公表が必要

同一イベント等において、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分した場合
→ エリア毎に収容定員を設定して開催することも可能